明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔法　律〕
○株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（三七）　二

〔政　令〕
○内閣府設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一八三）　五
○内閣府設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一八四）　五

〔府　令〕
○内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四〇）　六
○内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令（**同**四一）　六

〔省　令〕
○文部科学省組織規則の一部を改正する省令（**文部科学**二二）　七
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（**防衛**七）　七

〔告　示〕
○首都直下地震緊急対策推進基本計画を策定した件（**内閣府**一二九）　三
○政府業務継続計画（首都直下地震対策）を策定した件（**同**一三〇）　三
○首都中枢機能維持基盤整備等地区を指定した件（**同**一三一）　三
○内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令の規定に基づき、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務を定める件を廃止する件（**同**一三二）　三
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（**財務・農林水産・経済産業**六）　三
○雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準を定める件（**厚生労働**二三七）　三
○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（**農林水産・経済産業・環境**二）　四

〔官庁報告〕
官庁事項　四
南海トラフ地震防災対策推進基本計画の作成について（中央防災会議）　四

〔公　告〕
諸事項
**裁判所**　破産、免責、再生関係
**特殊法人等**　西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士証票無効・登録まつ消関係
**地方公共団体**　行旅死亡人関係
**会社その他**
**会社決算公告**

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（法律第三七号）（内閣府本府）

1　地域経済活性化支援委員会

地域経済活性化支援委員会の決定事項として、金融機関等が有する債権の買取り等の業務の実施による地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な債務の整理の支援（以下「特定支援」という。）をするかどうかの決定等のうち、取締役会の決議により委任を受けたものを追加することとした。（第一六条関係）

2　業務の範囲

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）が営む業務として、次に掲げる業務を追加するとともに、機構が営む信託の引受けに係る貸付債権について、貸付債権に準ずる債権を含めることとした。（第二二条関係）

㈠　特定支援決定の対象となった事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り（以下「特定債権買取り」という。）

㈡　特定組合出資決定の対象となった投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資（以下「特定組合出資」という。）

3　支援基準

主務大臣は、機構が、特定支援並びに特定債権買取り及び特定組合出資を行うかどうかを決定するに当たって従うべき支援基準を定めることとした。（第二四条関係）

4　業務の実施

㈠　特定支援

過大な債務を負っている事業者の代表者等（当該事業者の債務の保証をしている者に限る。）であって、当該保証に係る債権を有する金融機関等と協力して新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な当該事業者及びその代表者等の債務の整理を行おうとするものは、機構に対し、当該事業者及び当該金融機関等と連名で、弁済計画を添付して特定支援の申込みをすることができることとした。（第三二条の二関係）